

# 林洞海・つる晩年の手紙

## 神内家関連文書より

須永 忠, 神内 國榮

神内文書の会

**要旨:** 神内國榮氏所蔵の神内家関連文書の内明治12年東大医学部卒業生神内由己関連の文書約350通を順天堂大学医学部医史学研究室主催神内文書の会にて解読した。その中に幕末、明治初期の蘭方医林洞海の手紙が多く出て来た。これらは病床にある女婿神内由己に対する洞海の深い愛情と当時のコレラ流行の一端を知る事が出来る興味深い手紙である。解読に参加した会員は酒井シヅ・深瀬泰旦・岩崎鐵志・安倍晶子・川本いつ子・斎藤美栄子・齊藤陽子・佐藤ミホ子・神内國榮・須永忠・増淵和代・林嶺治である。

### はじめに

明治28年2月2日東洋の文明大国であった清国に日本が勝利したこと(日清戦争)を耳にしたながら蘭方医の最長老林洞海は没した。享年83。天寿を全うした人生であった。厳しい身分制度の中、医師として高位の幕府奥医師法眼の位に達し、幕府の崩壊によりその地位を失いながらも、その後も医師の務めを果たした。彼の妻は同じく蘭方医佐藤泰然長女つるで、その子供4女ナミの夫神内由己とその兄堅爾が本稿の手紙の受取人である。今迄このナミと神内由己の存在は殆ど知られていなかったが、近年その親族である神内國榮氏の努力下に神内家保管の諸文献が整理され、今回その内の由己に関連した書簡を解読し、この中より林洞海(以後洞海と記す)のものを発表する。

神内由己(以後由己と記す)に関しては、既に日本医史学雑誌に酒井シヅ、神内國榮により「日本最初の医学士神内由己について」の先行発表が行われている<sup>1)</sup>。彼は明治12年11月東京大学医学部第1期生として卒業後直ちに林ナミと結婚、大阪府立病院・医学校に赴任。ナミは14年4月長女ミツを出産するが、翌5月病没する。その後ミツは洞海家に引き取られ結婚まで林家で過ごすこととなる。由己は17年4月病氣(肺結核)理

由で大阪医学校退職。熱海で療養中、内務省衛生局長長与専斎の推挙により同年10月静岡県管轄の熱海温泉療養所「噓瀛館」初代浴医長となる。

### (1) 神内由己 熱海噓瀛館の時代

次の手紙は17年10月8日付由己より洞海宛に残された唯一の手紙である。由己は多くの手紙を洞海宛に出しているが、それは当然神内家には存在しない。偶々林家より戻し受けたものであろう。

#### 1 明治17年10月8日付 神内由己より林洞海宛(封筒なし) (神9)

拜呈、昨夕五時半横浜堺町近江屋方へ着、同所出帆(八時之管)鴻益丸ニ乗込可申心得之処、同船積荷多く御坐候由にて已ニ清水へ出船ニ相成、今日午後八時之静岡丸清水へ向ケ出帆可致候へとも、今晚之処風雨も難斗、且ツ同時間横浜ニ滞留候も徒然之至り、幸ひ昨晚ハ近頃未曾有之平穩ニ付先ツ熱海までも参り候へハ都合よろしからんと被存、同所十一時出帆之豆海丸ニ乗込ミ今朝四時当港へ到着仕候、昨晚ハ誠ニ静穩にて仕合候、今日ハ十時頃より三島山越へ仕り適宜之時刻まで静岡路ニ参り可申心得、尤モ今晚静岡へ到着ハ六ヶ敷と被存候間、良駅にて一泊仕り明朝駿府へ入り込ミ可申心得ニ御坐

候、先ハ右ノミ申上度如此ニ御坐候、病人も格別変状も無之事と被存候、可成滋養物撰取被致候様実母へ御申伝へ可被下候、右一条別段隠宅へハ書状さし出し不申候間、御読聞セ可被下候

八日午前七時ふじやにて認む 由己

尊大人

今朝電報さし上候ニ付畧ホ御承知被下候事と奉存候

この手紙は、由己が熱海嶮瀧館浴医長の辞令を受け取る為、寄留先の東京麹町林家を出発し、静岡県庁衛生課へ出頭途中熱海より出したものである。この中病人とあるのは由己の3番目の妻ノブ、実母とは仙台に住むノブの母親山田いとである。この時由己は妻ノブの病気を妊娠による重い悪阻と診ていたが、この手紙の翌日の九日にノブは急死した。由己にとって思いがけない出来事であったであろう。隠宅とは洞海の隠居所のことで、ノブの病室として使用していたと思う。封筒がないので明確に出来ないが、尊大人は洞海を指す。この手紙を読むと由己は行動の模様を丁寧に且つ簡潔に時間で示し、几帳面な性格であることを示している。

次に由己が熱海嶮瀧館着任後の同年11月13日付洞海の妻つるが由己に出した手紙を記す。

この手紙は読みにくく、又内容もよく判らない所があるが、しかし親身になって由己の病身を心配していることが伝わって来る。

## 2 明治17年11月13日 林つるより神内由己宛 (封筒なし) (神28)

先日中よりたひたひ御書状御遣し被下いやしく拜見致まいらせ候、おいおい御寒サニ相成候へとも御まへさまニハ其御地へ御出ニ相成り候て御様子もよろしく御出の御事、山々いやしく御めて度御悦申上まいらせ候、扱ハ御出<sup>(ママ)</sup>まへより御頼の下女の事、はる<sup>2)</sup>ともそふ談致、心かけ居候所何分御座なく候間、御家内ニ相成り候人の方かあん心にてよろしくと存、所々へ頼おき候処昨今老人御座候と申事ニ付よく先方を聞合、是上にてよろしきよふニ候へハ御そう

談の方もよろしくと存候まゝ、兩三日の内ニしかと相わかり候へハ身分の事申上候て是にてよろしくと思召候へハしやしんをもらい候て御おくり申候て、もはや当年も少々ニ相成り候事ゆへ日々も早くお引きとり被成候方よろしくと存候、たゝ今いつれニ相成り候□と申入事くわしく御申こし承知致候、夫におしはかり候ても下女にてハ同様の事と存られ候、当地ハよほと御寒サ強相成り候間、其御地ニ御出被成候て御病氣ニもよろしくと御悦申上まいらせ候、さつそく御返事もさし上候はつ乍女子か御座候へハ申上候と存御ふさ太ニ相成り候、おみつさん<sup>3)</sup>ニも大丈夫ニ候まゝ御あん心被下候、猶又今日文次殿参り候て御頼ニ相成り候金子五拾円御受取申上候、外ニはし<sup>4)</sup>御おくり被下子とも一同大悦ニ御座候、おみつさん熱海の御父様よりはしかまいり候と申大悦ニ御座候、御礼一寸申上候、扱又此たひいろいろ御かい物御申こしにて私トはると兩人にてかい物ニ出候てとり入□□たんすもいたみ不申候様ニいたしとり入候方よりおくり出候間、相とゝき候て御受取ニ相成り御らんの方へ、そんじても出来居候へハ御申こし被下候、其外火はち類いこまごまの品ハ宅にて大工ニ外箱をさせ候て丈夫致候ておくり出候つもりニ候間、是又御承知被下候、何か御ふちゆうの品も御座候へハ御えんりうなく御申こし被下候、此方洞海初一同無事ニ候まゝ御あん心被下候、御身大事ニ被成候よふニそんじまいらせ候、はるニハ少々不用のさかななそとり入候、右御えんりうなく御申聞の方よろしくと存まいらせ候、ぼんし御こまりの方へ夜分なそもはる老人あいてにて御さみしき御事と山々御さつし申、すこしも早よふ御せわ致度と存居、遠方ニはなれ居候事ゆへうかとハ御せわも出来不申候事ニ御座候、けしてけしておこたりおり候事ニ御座なく候、あしからず御承知被下ましく候、何も何も一寸御返事迄、早々めて度かしく  
十一月十三日

返々九日ニハおのふさまの御まいり致候、山田氏よりもたより御座候て神内さまへよろしく申まいり候、おいと<sup>5)</sup>はるよりもよろしく

申候、筆まはり不申候間、御らんのうへ御火  
すて被下候、よき下女ハ誠ニ誠ニ御座なくて  
こまり入候

神内様 人々 無事御返事 林母より

つるは側室のはると相談して女中を世話をし  
ようと心当たりの所に声を掛けていたのだが、女  
中というより由己の病身を介護する看護師の役目  
をする女性を探しているようである。しかし難航  
している。この時洞海 72 歳、つる 61 歳で、15 年  
に長男 紀がフランス パリーで客死した為 47  
歳の側室はるに老夫婦は頼らざるを得ない。又こ  
の時長男 紀の妻いととその長男若吉（若樹）、  
由己の長女ミツが同居している。

### 3 明治 17 年 11 月 25 日 林つるより神内由己宛 (封筒なし) (神 3)

返々、はるよりもよろしく申上候、先日御お  
くり申上候かい物も相とゞきまいらせ候、あ  
ん心致候

鳥渡申上まいらせ候、まつまつ御機嫌よく御め  
て度御悦申上まいらせ候、扱ハ此たひお行より  
此書付の通りのえん段を申し候ニ付御めに懸  
候中、思召も御座候へハ写真ももらい候事、ま  
た私とも見にまいり候てよろしくと思召候へハ  
さき方へ参り候事ニ御座候、いかゞても御返事  
のよふ子にて早々見にもまいり候、しかし乍見  
にまいり候ても御まへさまにもおきニ入候や、  
その所ハ相わかり不申候へとも何分御遠方へ御  
出の事ゆへこまり候、早々□□御返事被下候よ  
ふニ御頼申まいらせ候、此方一同無事、おみつ  
さんニハま事ニま事ニ丈ふにて候間、御あん心  
被下候、御寒サ強相成り候て其御地にて御まへ  
さまの御病気もいかゞと申くらし居まいらせ  
候、何も何も取いそぎ用事まで、早々めて度か  
しく

十一月廿五日 林母より

神内様 人々用事

お行とは由己の縁談を持ってきた人か、写真を  
送るので返事を頂きたいとの手紙である。由己も

妻帯を希望しているが 3 度も女性に就いては縁が  
ないので中々慎重であったように思える。

### 4 明治 18 年 1 月 8 日 林つるより神内由己宛(封 筒なし) (神 227・360)

(端裏書) 神内様 人々御返事 林母より  
(前欠) 御いはい被成候御事幾まんまん年もと  
御めて度御悦申上まいらせ候、此方洞海初一同  
変りなくとしそへ候まゝ御心や(す)く思召被  
下候、猶又其御地も当せつハ御客も沢山ニ相成  
り候ニ付そなたさまの二かいをかり度と外より  
御頼れの所東京より客か参り候と御申御ことハ  
りのよし、御しんせつの段山々有難く御礼申上  
候、私も若吉<sup>(ママ)</sup>道同にて参り御せお様ニ相成り  
候と存居候処、昨年より宅にて日々塩ゆを立候  
て入湯いたせ候処ま事ニま事ニ、夫ゆへ昨冬よ  
りすこしも出来物も出来不申候まゝ、此分にて  
ハけいこ事もやすませ候て出かけ候ニも及不申  
候と申、先ミヤ合候間当せつ御客おふの処宅の  
ためニ御あけ被下候てハ恐入候間、とふそとふ  
そ御心ばいなく御かし被下よふニ御頼申上候、  
あしからず御承知なき<sup>(ママ)</sup>よふニ御頼申上候、扱ハ  
四日ニ御手紙相とゞき候ニ付、すく石黒氏<sup>7)</sup>ニ  
参り候処、当せつハ御用おふにて朝早くより御  
出勤御引屯おそくと申事ニ付奥方ニ書状も持参  
り御頼申上おき候処、五日ニ御用おふの御中ニ  
一寸表門迄石黒氏御出被下候てさつそく私ハ鳥  
を<sup>8)</sup>の事存不申候間、外の人ニ頼候間、両三日  
の内ニよふ子も相わかり候へハ返事御申し候被  
下候と申事ニ付、相わかり候へは早々御しらせ  
申上候、たゞ今の奥方もけいしやうめかけ<sup>9)</sup>も  
同様と申事ハ聞込おり候へとも其外の事ハすこ  
しも存不申候、昨暮廿八日ニ嶋利<sup>10)</sup>より本の  
代金参拾壹円五十銭持参りおき候ニ付おあつ  
かりおき候、一寸此段申上候、はるよりも申出  
候、十月二日ニ嶋利より御とり入被越候本の代七拾  
式銭相はらい申候、吉松文次殿より正ゆの代金  
を年始ニ参り候ニ付たつね候処しん物さし上候  
と申事ニ御座候、かねて御承知のおみつさんの  
金子ハえきてい<sup>11)</sup>ニあつけおき候処昨冬七文  
の利そくの金六証書ニ直しおき候、百円二枚

とり候跡残りの分ハ八十円、残り候分ハえきて  
 い<sup>(ママ)</sup>両ニあつけおき候、一寸此段はるより申上  
 候、御申しのしるこ粉ハさつそくおくり出し  
 候へとも、いつ頃其御地ニ相とゞき候や主人留  
 守中ニて相わかり不申候、相わかり候へハ一寸  
 申上候、おみつさんも日々宅の塩ゆ入候ゆへか  
 風も引不申せきも出不申大丈夫ニておやまの大  
 小<sup>(ママ)</sup>ニて日々きけんよく遊び居候間、御あんし  
 被下ましく候、御まへさまニも日々御ふしゆう  
 の御事と山々御さつし申上まいらせ候、早よふ  
 御座候へハよろしくと所々頼おき候へとも御座  
 なくてこまり候、御すきのせつ御はんし御よみ  
 被下候、御返事もかな書ニてハ御めんとうニ候  
 ま、洞海によみきかせもらい候間、御しんばい  
 なく洞海迄御返事被下候、さんねん乍出かけ不  
 申候ま、くれぐれもあしからず御承知被下まし  
 く、何か御かい物も御座候へハ御えんりよなく  
 御申し被下候、何も何もはるよりまんまん申  
 上まいらせ候、めて度かしく

一月八日

返々せつかくせつかく御さむサ御いとひ被成  
 候よふニそんし上まいらせ候、昨暮廿八日ニ  
 おのふさまのおてら参り致候処とちらよりも  
 参り候方もなきよふニ見うけ申候、おいとよ  
 りよろしく申上まいらせ候、めて度かしく

実に長い手紙である。若吉(11歳)を連れて熱海に行く予定とある。現在東京より熱海まで新幹線で約50分であるが、当時は新橋から横浜まで汽車で行きそれから船で熱海に行くか、陸路国府津まで人力車、それからは輿に乗って行く2日掛りの大変な旅行であった。つるは由己の依頼を受けて近くの牛込に住む石黒忠恵宅にわざわざ出掛けて行っている。『医家袖宝』出版者の島村利助より本の売却代金として31円50銭を受け取っているが、これは本30冊分の収入である。おミツの為の金は駅通局(郵便局)へ預けたとあるが、これは養育費の1部かもしれない。あれこれと由己のことを随分心配している。

5 明治18年2月2日 林つるより神内由己宛  
 (封筒なし) (神359)

(端裏書) 神内様 人々ぶじ 林母より  
 其後ハ御ふさた申上まいらせ候、御寒サ強候へとも其御地ハ時かふもよろしく御機嫌よく御つとめ被成候御事いか斗いか斗御めて度御悦申上まいらせ候、扱ハ先日中より御おくり申上候品々外ニ下女の事の文もさし上候処、いまた御返事もなく候間さためし御用おふの事とハ存居候へとも、また心はい致候てかんがへ候へハ、御寒サ強あまりあまり御いそかしく御出の事佐藤より此ほど参り候てうけ給り候間、日々御用おふのよし承知致候間御ことおふニて御便りのなき事ハよろしく候へとも、<sup>(ママ)</sup>申御病氣ニて夫ゆへ御たよりもなくやと存候へハ誠ニ誠ニ心ばいニ相成り候間、とふかとふか一寸文さし上候と存居候処、私事も少々ふかけんニてやすみ居候ニ付、大えんニ相成り候、もはや心よく候間御あん心被下、よき下女の御座なく候て日々御こまりの御事と御うはさハ申くらし居候へともよき下女かなきにハこまり候事ニ御座候、此方ニても一同無事ニ御座候、おみつさんもま事ニま事ニ丈ふニて当はるハ今日迄別て別てよろしく候まゝはるも悦居候、はしかりうこう致候間其内宅の子とも致候事と申居候、さよふ致候へハさそさぞさハきの事と存居候、御みつさんのしやしんハ一枚お国元へ御おくり申上候、一寸此段申上候、御身御大事ニ御つとめ被成候よふニ存上まいらせ候、何も何も一寸御よふ子伺かたかた、早々めて度かしく

二月二日

返々せつかく御さむサ御いとひ被成候よふニそんし上まいらせ候、たゝ今此文したゝめかゝり候処、<sup>(ママ)</sup>はか書ニて御細々と仰被下、いちいち承知致候事申上候、佐とうのおしつニも御あいの時よろしく御申聞被下候、めて度かしく

由己は熱海噺瀛館開業式(18年2月25日)の準備の為大いに多忙であった。その為身体は不調、時々病床に伏していたようである。その為か

姑のつるの紹介した女性の件に就いて返事が出来ないでいる。そしてつるの努力も空しく遂に由己はそのような女性とは会おうことはなかった。

由己の体調は益々悪化し遂に18年4月浴医長の辞任を決意する。洞海に辞任の意を伝え、それに対する洞海の返事が下記の手紙である。

6 明治18年4月13日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり) (神166)

(封筒表) 熱海温泉寺別荘 神内由己様  
(封筒裏) 封 東 [欠] 十三番 林洞海  
一昨十一日之貴示本日午前落手拜見仕候、然は [欠] 辞職之一件ニ付御相談之趣御尤ニ奉存候、貴地此頃は東京と同様不気候至極の由、已ニ永居之見込 [欠] 時 [欠] 居候よりは寧朋友多く東京ニて養生致し候方、神志ニ快よく可有之と存候故、御手数つき候ハ、御帰京可然と存候、就ては長与、佐々木へ御相談之 [欠] 御問合御坐候へ [欠] 竟先便拙老之心得ニ候て少々見込 [欠] 有之候故申上候へとも已ニ御帰京と御決定之上は御帰京之上ニて御話可申 [欠] 間、御頓着なく御支度可 [欠] 拙宅せましと雖ごたごとと込合居り可申候、御遠慮無 [欠] 様奉願候一、御兄君<sup>12)</sup> 御出京ニ相成候由、右は已ニ電信ニて [欠] 発之趣承知仕候、何レ拜面万 [欠] 候也

四月十三日 洞海  
由己様

この手紙は紙魚による虫喰いが多く意味がよく判らないが、由己の熱海噺館浴医長辞職のことは内務省衛生局長長与専齋や杏雲堂医院長佐々木東洋に相談しようと思ったが既に決心したのであればやむを得ない。東京へ引き揚げて来るよう洞海は了解の返事を出す。

7 明治18年5月4日 林洞海より神内由己宛  
(封筒なし) (神254)

昨三日御出之貴示本日午後六時落手拜見、御望之通り御安心之かと、相成り、於拙老も先安心仕候、過日御送り出し之御荷物は兩三日前ニ無

事ニ着受取置申候、御帰京ハ十日過候之由承知、何レ拜顔可申候へ共、先拜答如此御坐候也  
五月四日 洞海  
由己様

由己の熱海噺館浴医長辞職許可の辞令は4月27日付で出ている。

8 明治18年5月 日 林洞海より神内由己宛  
(封筒なし) (神361)

拜啓、陳は先月下旬御発之貴示ニ本月第一日暎ニ貴地御発程ニて御上京之趣被仰越候ニ付おそくとも十四五日頃ニは御着京可相成と存居候処只今以て御着京之御様 (後欠)

この手紙は後半が欠けているが筆跡より洞海が由己に宛たものと判断した。由己が熱海より予定通り帰京しないので、何かあったのではないかと洞海は心配している。由己が何時東京に戻ったかは不明であるが、5月29日付由己に宛たいわし屋の手紙が林洞海家へ熱海より転送されている。6月～7月初旬の事情は不明だが由己は洞海夫婦に長女ミツを託し、7月15日故郷の讃岐に帰っている。

(2) 神内由己 故郷にて療養の時代

1 明治18年7月23日 林洞海より神内由己宛  
(封筒なし) (神16)

十一日神戸より御発之電信同夜落手仕候、海上風荒くして御延着之由、しかし御無事御着神奉賀候、九日之夜及十日は東京は陰雲ニて御坐候へ共、風未た穏ニ御坐候故十日ニハ必御着神と存候処、案外之事ニ御坐候、其後おさよ<sup>13)</sup> よりも母ニ文参り、貴君わざわざ御尋被下候由申参り候、神戸ニ一兩日ハ御滞留と申事故十五六日比は御帰郷、久々ニて御父兄并ニ御親族ニ御対顔之義と存候、扱 御帰郷後貴恙は如何ニ御坐候や、気候も風土も替り候事故御宜方と奉推察候、東京も一同無事、おみつも至て健固御坐候て遊戯致し居候、東京も兩三日中漸く快晴ニ趣候、暑気も俄ニ相増昨今は殆んど九十度左右

ニ上下致居候、是向ニて暑中快晴ニ御坐候得ハ是までの不気候をも見直し、凶年の憂も有之間敷と存候、小林は稍隔地之趣ニ付未タ御対面も有之間敷、御逢御坐候ハ、宜敷御伝言可被下候、乍末筆御老父御舎兄へも宜敷御伝へ可被下候也

七月廿二日午前 林洞海  
神内由己様

尚々長与氏も御用ニて大坂へ昨日出発、長谷川泰も衛生局第一部長と申者ニ相成り申候(この続きを文頭より行間に朱筆にて長々と尚々書あり)

尚々本書相認め已ニ郵筒ニ投しせんと門前まで持出候処ニ貴書相来□□、急々追かけさし留メ貴書拝見致候処、無御別条十五日御帰郷久々ニて大人其外御一族ニ御面会之由、御大人之御歎涙御尤(マ)相像仕候、貴恙も御別条無之由是第一の大慶、老心ニ於て大ニ歡喜之事ニ御坐候、此上十分御加養專一ニ奉存候、乍然朝夕只病之事ニのミ屈たく、精心一所ニこり候ては却て不宜候間、大事の所は御油断無之候、其他は放擲心頭ニ不懸を養生の第一と被存候、貴大人之外へも宜敷く被仰上可被下候也、七月廿三日午前七時三十分又書、老妻之病氣御尋被下難有昨今は全快仕候

由己が無事故郷に着いたか問い合せの手紙を書きポストに投函寸前に、7月15日着いた旨の由己の手紙が到来、大喜びしている様子がよく判る。それにしても当時は早朝から郵便を配達している。小林とは小林重賢で、当時陸軍2等軍医正にして歩兵13連隊医官丸亀勤務である。彼は林家と神内家と深い交流を持ち、由己没後は特に神内堅爾と洞海の間を取り持つ。温度九十度(華氏)は摂氏32.2度に当る。

## 2 明治18年7月? 林洞海より神内由己宛 (封筒なし) (神163)

御帰郷後御早々之処過日之御書通ニて御様子も御よろしき趣ニ承知仕り奉賀上候、其後も久々之御帰郷故何か御多忙之事と奉存候、御様子如

何ニ候や、入暑已来は東京は日々の快晴ニ付暑気も余程つよく相成候へとも、例年ニ比すれば夜分苦熱を覚ゆる程の事なきは幾分か下度ニ有事と相考候、書齋の寒暖計も正午八十八九度之間ニて九十二上り候事ハ無御坐候、本年は先ツ是まてはコレラも特発のミニて流行と申程の事も無之、脚気も同様ニ甚しからず、此上の事ハ世間の嘆息さへ無御坐候ハ、まつ可也の夏季ニ可有之と被考候、拙家(後欠)

洞海は由己のその後の体調が心配でたまらない。

## 3 明治18年8月2日 林洞海より神内由己宛 (封筒あり、省略) (神11)

一同無事、おミつ極丈夫わんはくは甚敷方、御安心可被下候

一、柴田氏よりの書状入組さし上候、御落手可被下候

一、御発途(時)相願候漆硯いまた仰付られず候も別紙図画の通りニ御注文奉願度候、決して急ぎ候ニては無之候へとも、御注文已前ニ差上置度とそんし候故、入組差上申候也

八月二日午前 洞海  
由己様

柴田氏とは明治期の有機化学・薬学の泰斗柴田承桂氏のこと由己は若い時から柴田承桂に教えを請うているようである。漆硯しつけんとは細かい砂に漆を加え硯状に整形した硯で、石硯より軽い為旅行等携帯用として使用される。四国高松の特産品で硯上面に絵画のような模様を入れる事が出来る。洞海はこの漆硯の購入を由己に頼んでいる。

## 4 明治18年9月3日 林洞海より神内由己宛 (封筒あり、省略) (神17)

八月十日附之貴示如斯相達拜見仕候、其後残暑甚敷依之雨天かちニて不順之気候は大ニ持直し、稍世間の景気も穩ニ御坐候処、貴恙は其後如何ニ御坐候や、定て夏候の時期追々御平安之事と奉存候、於当地も一同無事ニ御坐候ておミ

つも益々丈夫ニ御坐候間御安心可被下候  
 一、貴地は少數僻地と承り候へは新聞杯ハ自由ニ到達致候や存不申候へ共如何やと存候間、御知人の事左ニ申上候、石黒ハ過日内務省四等出仕衛生局副長と相成、長谷川泰ハ同五等出仕衛生局第一課長と相成り、少書記官之嶋田泰夫外奏任判任雇吏迄三十人斗り非役免職等ニ相成り、御存之加藤と云人物も其内ニ御坐候、但三十人中ニ医者と申は押田とか申人のミニ御坐候てあとは皆俗吏ニ御坐候由、中央衛生会員中も老人兩人免職也、老拙ハ休暇中にて嶋田と今一人は官報ニても候へ共其余之人之事は存不申候、先月下旬局方会急ニ一会御坐候ニ付其段衛生局より申来り出局之節はじめて承り申候、其後石黒は徳島県下之悪性赤痢流行ニ付急ニ出張被仰付、先月廿三日出発、又長崎ニては先月下旬猛悪之コレラ頓発伝染流行ニ勢ある趣屢電報有り、急ニ衛生会開会拙老も出席、 каранテン施行即日議決、下関・神戸・兵庫・大坂・横浜諸港ハ十三年の布令之通、船舶検査施行ニ相成り候処、廿九日の長崎電報ニ長崎区内ニて廿五日より廿八日まで之新患者百十八名之内死亡九十五名と御坐候、旁長谷川泰氏急ニ長崎出張被仰付本日出発ニ御坐候由、然る処露船長崎より兩三日前神戸ニ入港の処、船中ニて十人コレラ相発シ入港已前ニ三名死亡、其余は神戸之僻病院ニ入り候由電報有之、実ニ急事ニて御坐候、何卒東京ニ入らざる様とは存候へ共是は極めて六ヶ敷事ニ御坐候、御地も神戸ニ不遠候故、御用心専一ニ御坐候  
 一、玉チシャ、一名ホタンチシャの種子少々入組差上申候、蒔方は御地ニては御存とは存候へ共左ニ申上候、苗とこは如何にも土を細粉ニしてあらあらとまき [蒔方密ハ／宜しからず] 其上の被ひ土は尚更ニこまかふして極薄く平ニかけ、雨ニうたれ候ても被土のあれざる様ニ藁を土の上よりバラリと置候へはよくはへ申候、種子は只今と冬、暖地なれば昔の十月末、若寒地なれば春ニ相成り御蒔可被成候、兩度分ニ御坐候  
 一、貴父貴兄ニ宜敷御伝声可被下、又々十日頃

ニは御返事いたゞき度奉願候也

九月三日  
 由己様

洞海

洞海（73歳）はまだ内務省中央衛生会や日本薬局方委員を務めているようで、それから得る各種の情報や官報の情報を由己に知らせている。 каранテン（クワランティン、Quarantine）とは検疫のことである。玉チシャの種子を送り、その育て方を丁寧に説明している。この玉チシャとは現在のレタスであって、消化が良く、口に清涼感があり、又多くのビタミンを含む野菜である。当時はまだビタミンの概念はないが、医者として洞海は病人に適した食物として奨めているのには感心する。

##### 5 明治18年10月3日 林洞海より神内由己宛 （封筒あり。省略） (神172)

九月十四日之貴示拜見、昨今大ニ秋冷相加り候へとも御病状如何ニ御坐候や、関東よりは暖地故御相応の方とは相考候へ共御案申上候、精々御加養ニ所祈御坐候、過日ハ高松迄も御出游御坐候処、其頃は暑故ニ早々御帰宅、夫レ故丸亀遊之御下心も御坐候へ共御出ニ不相成候由、数里懸隔之地故御尤之事ニ奉存候、小林よりも暫く寄信無御坐候、不相替無事の事と存候、拙宅一同無事おみつも不相替丈夫ニてわんはくニ候間御安心可被下候、此旨御老父君ニも御咄可被下候、御地も御申越後赤痢流行之事、新聞官報ニ頃々相見へ申候、御用心可被成候、コレラも先日英船長崎港内高寫の石炭をつみ来り其石炭を陸揚候人夫之内、悪性の流行伝染性コレラ相発シ候已後厳敷隔離法を令行、其時の人夫をト纏ニ致し置候、其内々は折々同性コレラ相発候へ共先ツ他ニ伝染不致、横浜も平穩、夫レ故東京も只今までは伝染不致、何卒此冷氣ニ気ゆるみ致し不申様益嚴重子防致し度候、御地も油断は不相成候故予防は十分致し度存候  
 一、過日は<sup>(ママ)</sup> 苜蓿種子は玉チサと申候て取入候得共、例之下谷廣徳寺前之種子物や之品ニ御坐候故請合はてき不申、其くせ代価ハ高値ニ御坐

候、其後赤羽根農産物試作所ニ頼置候玉高苧の種子手入申候間、一袋差上申候、是は本物請合ニ御坐候、御地ハ暖地故只今直ニ御蒔被成候ハ、よく萌芽致し可申候、其内半分ハ別畑ニうへ付、半分ハ其まゝ霜かこひ致し来春うへかへ候ハ、冬春共ニ用ニ立可申候、かぎとり御用ニて宜敷候へ共西洋ニては玉チサはかぎとらず十分ボタンの様ニ相成候時、根より切取候ものニ候間、よく生長致し候分は四五株御試ニ其通りニなし御らん可被成候

一、硯の儀明細被仰出難有、漆のミと申事ならば殊ニ一段面白く候間、図面之通是非一面御あつらへ可被下候、代価も前以相知候ハ、御為知可被下候、御おくり置申度

一、石黒は過日東帰致し候、欧州行の永井小書記官も過日帰国致し候、長崎のコレラは大ニ勢衰へ申候、しかし鹿児島・熊本・佐賀等ニ伝染流行致し候、早く其位ニて消滅致し度候、時今の暖度東京は大概七十四五六度、本日は雨ニて正午六十四度ニ御坐候、以上

十月二日夜 林洞海  
神内由己様

相変わらず洞海は色々と情報を提供している。74, 5, 6度(華氏)は摂氏約24度。

#### 6 明治18年10月23日 林洞海より神内由己宛 (封筒あり。省略) (神15)

霜降之候ニ相成候故か急ニ肌寒きまでニ冷氣相増候へ共、御地は暖地ニ御座候故定ていまた秋暄之比ニ有之可候、愈御清適奉賀候、拙家も幸一同無事平安ニ御坐候間御安心可被下候、却説本月初旬苧高種子入書状一封郵送致候、定て御落手ニ被為入候半と奉存候、しかし中旬比までニは御答書も可参候半と存居候へ共、已ニ本日ニ相成候て未タ御答書も不参候間、若や御発熱ニても無候半やと一同御案申候間、右御尋旁如此御坐候也

十月廿三日 林洞海  
神内由己様

尚々長与氏より態々御言御坐候、十分御加養

早く御快方御出京を祈ると申事

一、榎本武揚御用召ニて家族一同十一日帰朝致候

一、小林重賢も急ニ妻を娶候一条ニ付、無拋事有之有馬入湯願ニて兩三日前ニ鳥渡出京致候、帰屋之上は是非御尋申上度と申居候也

何時も洞海の手紙に対して由己は返事を寄こしているようであるが、先便(10月2日付)の返事が来ないので心配している。榎本武揚は明治15年8月駐清国特命全権大使を拜命し、18年10月11日辞任帰国した。榎本武揚の妻たつは林洞海、つるの長女であり、この時たつも清国北京に同行した。武揚はこの2ヶ月後の12月内閣制度発足により第1次伊藤内閣の通信大臣に任命される。

#### 7 明治18年11月4日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神23)

(前欠)漸く日々加り候処時下御一同御清適之儀と奉存候、拙屋一同并おみつ女も丈夫ニ御坐候間、此段御放念且貴大人も御話可被下候也、扱由己君之病状其後如何ニ御坐候や、故郷殊ニ暖地ニ御移転之事故、追々宜敷方とは存居候へとも、東京出立之砌ニ毎月一回の書信往復は必ず致し候事ニ約束致し置候故、拙老よりは已ニ十月三日之書状相認め、其内ニ<sup>ママ</sup>過の種子一ト袋を入レ組差出候事故、中旬までニは返書も参り可申敷と相待居候処、下旬ニ及候ても書信無御坐候故、又候廿三日ニ書状差出候へとも本日ニ至り回答も無御坐候ニ付、家内一同御案申尊のミ致し居候ニ付、此節丁と小林重賢急内用ニて出京、一兩日内ニ帰魯致候故、職務多用之人故とても貴宅へは急ニ参り難く可有之候へ共、高松の柏原氏<sup>14)</sup>ニ様子相尋呉候様頼呉候間、可相成は小林ニも御様子相分り候様御取計被下候て且拙老之書信ニも直々御答書被成下度奉願候、書外は后便可申上候へは先ツ差急き如此御坐候也

十一月四日正午 林洞海  
神内堅爾様

尚々貴大人捨蔵君<sup>15)</sup>ニも宜敷御致声可被下候



10月に2回も由己宛手紙を出したが返事が来ないので、由己の兄堅爾宛に手紙を出した。洞海家は随分心配している。当時堅爾は妻キチと共に弟由己を看病しながら村役場の手伝いをしている。

8 明治18年12月13日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり。省略) (神176)

寒気追々相加り候処貴況如何ニ御坐候や、暖地ニ付御都合宜敷方と奉存候、本月初旬呈書可致筈之処奇なることは[欠]拙老微恙ニ罹り発[欠]一時ハチと異にも陥り候やと存候処、発熱中右胸乳上庄重甚敷、解熱致し始り候時より喀痰甚敷、其中ニは少々宛血点を混、夫レより[欠]大ニゆるみ候へ共乾咳甚[欠]絶へ大ニ衰弱を覚へ、発熱胸圧は全く気管枝ニ小炎を発候ニより候事ハ相わかり候へ共、老年之事故少く予后を掛念致候処、経過[欠]一月程にて全く安心の[欠]処にてハ全快、平日ニ復候間御安心可被下候、三十年來始ての病氣ニ御坐候、御一笑可被下、夫故呈書も遅れ候へとも外ニ事条無之家内一統無異[欠]御坐候、御安心可被下候

一、先月之貴書中相願置候漆硯は歳暮之御心遣之由仰被下候へ共、難有ハ御坐候処、貴兄も[欠]保養中にて外人の治療[欠]乍失礼一銭之入る所無之、出る所有之のミニ可有之候間、御心配は御無用ニ被成候て右製漆代価共[欠]度必ス御斟酌無之様奉願候也

十二月十三日 林洞海  
神田由己[欠]

11月末頃までには由己より手紙が来たようだが、今度は洞海が病気で倒れ1カ月半ぶりの手紙である。由己に頼んでいた漆硯の代金に就き洞海の気配りが感ぜられる。[欠]の部分は虫喰いにより判読不能である。

9 明治18年12月24日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり。省略) (神174)

本月十三日出之貴示拜見、時下御清適之趣珍重此事ニ御坐候、東京も一同無異消光、且拙恙も

益全快、昨今は衰弱も全く復し候間御安心可被下候、老生も本月ハ前便申上候通にて十三日之書状差出候間、貴書丁と東京ニ到達頃ニ同敷御披見被下候事と相考候、右ニ付書状は来春早々と相考候処、柏原氏より貴状如何之心配にて問合せ之書状参候ニ付其段申上度、且昨今政府<sup>(マツ)</sup>にて大改革御坐候故、其事を書きたる新見紙をも差上度と存申し、別段書状差出し候、御一覽可被下候、柏原氏ニは返書を出し候、本月十三日出之書状を入組出し候間左様御承知可被下候也、最早余も無御坐候間、何レ新年可申候也

十二月廿三日夜 洞海  
由己様

小林よりは昨今書状参候処、未タ御面会ニも不致候由改年後喧氣ニ相成り候ハ、丸亀まで御面会も可然と存候也

由己と洞海は12月13日にお互いが手紙を出している。由己も病状は治まっているようである。政府大改革とは12月22日太政官制度より内閣制度に改革し伊藤博文が初代内閣総理大臣となったことを指す。

10 明治19年2月1日 林洞海より神内由己宛  
(封筒のみあり) (神170)

(封筒表) [欠] 讃岐国三木郡井戸村  
神内由己様 平安

(消印 麴町・東京・一九・二・一・ヌ)  
(消印 長尾東・讃岐・二・五・ろ)

(封筒裏) 封 二月一日午後発  
東京麴町区四番町十三番 林洞海

この2月1日付の手紙の本文は見当たらない。

11 明治19年2月24日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり。省略) (神12)

目下漸々春気を催し一兩日ハ晴天且微喧梅花も少数咲候様相成候、貴地も必定御同様にて可有之候、就ては貴況如何ニ御坐候や、本月はつひつひ御尋問もおこたり候ニ付御尋申上候、拙宅も一同無事ニ御坐候間御安心可被下候、過日は

兼て相願置漆硯□箱入相とゞき、早速開蓋拝見候処。軽便ハ固より漆硯之固有ニ候故、申までも無之のミならず其形雅致ありて且有合之檀匣ニ吻合候て申分無之難有、日々愛翫致し居候、就ては御のし付ニ付方今之貴兄之御都合故忝痛入候間、可相成ハ代金差上度御申越奉願候、此段過日書状にて申上候様覚居候へ共、老妄故か

チト不慥ニ相成候故又々申上候  
一、過日浅草海苔を差上候事御差留ニハ候へ共已ニ用意候故小林重賢の分とも二ツ紙包通運便ニ相托し差出申候、御落手ニ相成候や如何相尋申候、小林へハとくとゞき候様子にて返書参申候、貴家も御落手おらは宜敷候へとも若不屈候時は鳥渡御通知被下度、左候へは通運之方取調申度、書外は后便万祈、以上

二月廿四日 林洞海  
神内由己様

尚々御老父公へ宜敷御伝へ被下度、おみつも至極丈夫にて此せつハ別てワンハク殆んど男児の如く御坐候

漆硯の代金に就き老老故か、ちと不慥かとあるが、18年12月13日付の手紙に代金は支払うので知らせて貰いたいときちんと記している。その漆硯に就いては19年1月1日付漆芸師 玉椿たまかじ為造より由己宛て年賀挨拶と共に漆硯が出来たのでその送り先の問合せの葉書がある、それにしては2ヶ月近くもかかっている。由己の体調が悪い為だったのだろうか。

### 12 明治19年5月27日 林洞海より神内由己宛 (封筒なし) (神14)

拜啓、然ハ頃日漸夏候ニ相成候処時下御清適奉賀候、東京一同も無事ニ御坐候間御放念可被下候、本月ハ大ニ御無音別ニ多忙之儀も無之候へとも、例之懶怠ニて一日一日と延引仕候、客年を願れば已ニ御帰郷之比も近付殆んど一年ニ相成候、先日は一時御発熱もめつらしく御坐候て少々御損耗之御様子ニ承り候へ共、其後ハ定て追々御快方と奉存候、頃日は京坂・兵庫県等コレラ病発出大ニ猛勢之趣、御地杯ハ如何御坐候

や、伊豫・土佐等は有之候様子、貴地も或ハ高松ニ発せり、又ハ丸亀ニ発せり杯と新聞ニ相見え候共、取留候事ハ無御坐様子、何卒貴地も近国の事故ハ当底丸て無之と申訳ニは参り申間敷候へ共、甚敷事ニ無之様致度と存候、東京も昨今ハ衛生局ニて必至之予防之趣ニ御坐候、何卒予防之効を十分奏し度と祈居候事ニ御坐候、小林も本月中旬ニ書状をくれ申候、未タ返書ハ出し不申候、先ハ時下御尋申上度、早々頓首

五月念七 林洞海  
神内由己様

尚々御親父様・御舎兄君へ宜敷御伝可被下候、おみつも丈夫ニ御坐候、御安心可被下候也

洞海は流石に伝染病流行の情報を詳しく知っていることが判る。東京はまだコレラの被害は少ないようである。

### 13 明治19年7月4日 林洞海より神内由己宛 (封筒なし) (神13)

廿八日之貴示拝見、陳は目下御地方はコレラ流行地ニ御坐候処、貴郷ハ如何や、総県下ニて官報ニ出候数三四十人ニ御坐候故、各別之事ニは有之間敷候へ共、御養生專一と御心懸相成度候也、五月中御書通之有無被仰下、全とこかの行違ニ候や、其後之御左右ニて御平安相分り候上は、別ニ御申わけニは及不申候間、御明細被仰下御氣之毒ニ御坐候、扱 草花の種子類御申越承知、取入次第差上候也、只今三種之食料植物種子有合、且下種時節到来前ニ付先是のミ入組差上申候、東京ハ未タコレラも無御坐候へとも、横浜ニは兩三日俄然十人斗一度ニ発病ニ御坐候、まつ家内之者平安候間御放念可被下候、草々拜答、頓首

七月四日 洞海  
由己様

洞海は伝染病の状況を官報でも把握している。まだ東京にはコレラは入っていない。この当時郵便物の不着が時々あったようである。

14 明治19年8月11日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり、省略) (神173)

暑中より残暑ニかけ殆無雨熱気日々九十度を昇降し、甚敷日は九六度ニ上り候事有之、且都下[欠]患者[欠]増加し、日々二百ニ満んとするの勢ひ、昨今ハ山の手番町辺へも少々ツ、侵入し一同大ニ恐怖致居候へ共、幸ニ一同無事ニ御坐候故御安心可被下候、貴況如何や、過日來の御書状ニは絶て貴況[欠]無之昨日も石黒参り貴況を相尋候、貴殿御近況御申越可被下候一、又々蔬菜の種子三袋差上申候、皆名物ニ候条御つくらせ可被成候、以上

八月十一日 洞海  
神内由己様

この洞海の手紙で漸くコレラが東京へも侵入して市民が怯えていることが判る。華氏96度は摂氏35.6度に当る。

15 明治19年9月20日 林洞海より神内由己宛  
(封筒あり、省略) (神177)

(前欠)は本年の夏季は珍敷暑熱ニて[欠]悪疫の大流行、天下到る処疫病ならさることなく都下[欠]最初は[欠]至予防も有之候へ共、遂ニ防禦之[欠]す極盛の時は一日の患者三百四五十[欠]より日本橋、京橋・神田の三区最盛ニして[欠]罹疫五六より八九十ニ到りし事も有之、山の手は高燥之故か不相替流行病は甚しからず、麴町区[欠]盛の日々[欠]ニ不過候、しかる処昨今の冷氣ニて[欠]衰減、昨日杯は全府ニて六十ニ不過[欠]人心安堵の思をなし申候、拙家并ニ[欠]類一同幸ニ一人も罹病の者も無之経過致し候間、御安心可被下[欠]は林董[欠]老人本月八日病死、是は少々[欠]気[欠]悪し軽き痲病の躰ニ□候て、極老ニ[欠]ニ更[欠]衰弱の人ニ御坐候故、眠るか如く遠逝致し候、夫レ是ニて御無沙汰[欠]海恕可被下候、貴況は過日の御細[欠]相分先安心致候へ共、又々冷氣の[欠]重々御加養可被成候、養生中ハ[欠]事を放擲して気をもさる方第一ニ候故、所謂禪宗の[欠]道の如く

[欠]とり御僧故のミを御心遣可被成候、[欠]貴答申上度如此御坐候也

[欠]月二十日 洞海  
由己様

尚々尊大人、令兄君へ宜敷御伝[欠]可被下候、をみつ不相替丈夫且わソバクニ御坐候間御安心[欠]候、過日ニ差上候種子中サルヒア[欠]は蔬菜[欠]は無之、例の薬用のさるひあニ御坐候

この洞海の手紙が神内文書中の由己への最後の手紙である。手紙の月日は封筒の消印で確認した。コレラ流行がやや収まったことを知らせている。林董[欠]老人とあるのは林董の母親佐藤たきのことで、林董の『後は昔の記』によれば母親佐藤たきは麴町富士見町の董邸で明治19年9月9日に亡くなったと記している。サルヒアとはサルビアのことでアオギリ属の多年生植物葉は薬用、香料として用いられる。この手紙で見える限り由己の病状が特に差し迫っているとは思えない。[欠]が多いのは虫喰いのせいである。

(3) 神内由己 終焉以後の時代

1 明治19年11月25日 林洞海より神内堅爾宛  
(封筒なし) (神20)

十七日附之貴示本日午前来着拜見仕候、陳は由己君不幸之事、御電報之答電其翌朝相発候処、御落手被下候由承知仕候、其後御文通も有之候哉と御待申候へ共もしや電答不達候も可有之候と疑念相生候故昨廿四日午前御弔詞旁一通郵送仕り、然る処本日之御來書御長文御愁嘆中之御認御迷惑之程想像仕候、扱由己君病末之状況明細御申越熟読仕り已ニ当夏以来覚悟之様子、医士とは乍申酸鼻之至りに御坐候、貴父君貴兄公之御愁嘆もさそかしと申居候、老拙は近年迄は格別之不幸ニも際会不致、他人ニうらやまれ候処、五年已來ニおなミ、紀、[四男]糺四郎之三人を前立、せ、加之実子も同様之愛情深く相成り居候由己殿ニ又候被先立候也、扱長命は無用之者とのミ嘆息仕候、御推量可被下候、却説由己君遺書之大略御認被下一々拜見、おミ

つ不幸は申迄も無之候へ共嘸心にかゝり候事  
と存候、夫レ等之義ハ小林軍医正は拙老之子同  
様之心得ニ御互ニ存居候事故由己君も別段知  
己、且幸御近辺ニ在勤之事故万事拙老と思召重  
賢氏ニ御相談奉願度、其儀は從拙老も小林へハ  
申遣し置可申候、御葬式御盛大之趣明細ニ被仰  
老妻へも其旨申聞候、御法名は從本日仏壇ニか  
さり香花相備可申候、先ハ右御答如此御坐候也

十一月廿五日午後 林洞海  
神内賢尔様

尚々御老父君へも宜敷御伝可被下候也

この手紙によると前日24日にも堅爾宛に手紙  
を出したとあるが、これは見当たらない。由己を  
実子同様に接してきた洞海老夫妻の落胆は計り知  
れないものがある。

## 2 明治19年11月30日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神272)

廿四日發の貴示昨廿九日落手拜見仕候、陳は其  
後小林重賢氏も御近辺通行ニ付、御面会ニ相成  
候由、且由己殿遺書も御送り被下一読、其心中  
推察仕候、右遺書ハ直筆ニ候や、又ハ直筆之御  
写ニ御坐候や、御序被仰聞度おミつ成長後の  
片身とも可相成と存候間、保存致し置と存候  
故御問合セ申候也、且又右遺書中之人名ハ其上  
ニ「住所略す」と御坐候か其方様にて、為御知  
之書御差出ニ相成候と申事ニ御坐候や、又ハ拙  
老よりしらせ呉ト申儀ニ御坐候や、若し拙老よ  
り為知之書取計候儀ニ御坐候ハ、住所は御地ニ  
相知シ候分御認め急々御おくり可申上候

一、甚輕少之到ニ御坐候へ共、金式円駅通局の  
為替に取組為替券にイタシ差上候間、高松ニ  
ても何地ニても御最寄之郵便局にて御わたし申  
上候趣ニ付御取寄御落手可被下候、御落手之上  
は御序ニ其儀御通知奉願候也

十一月三十日認 林洞海  
神内堅爾様

送付された由己の遺言書は実物かとの問合せで  
あるが、神内家に実物が残されているので、堅爾

は洞海へ書き写しを送っている。由己の遺言書に  
は由己死亡通知書の送付先の住所・名前を記入し  
ているが、洞海への遺言書写しにはその住所を省  
略しているようである。洞海は、由己が住所を略  
したと思ったのであろうか、住所不明であれば知  
らせると云っている。洞海は色々と気遣いを見せて  
いる。

## 3 明治19年12月3日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神19)

(前欠) 及ヒ十一日の正午より二時までの間ニ  
おミつを西向拜礼為致候様御通知被下正ニ承知  
仕候、当日は於東京でも法号ニ水花を供し一同  
焼香可仕候、就ては兩三日前由己殿同窓学友方  
今宮内省侍医奉職なる高階経本氏被參候也、弔  
詞有之、且同級卒業之学友より香花料并ニ石碑  
之料一端として少々金子を送り度、且其外ニ前  
級後級之学友之内ニも当時東京之人にて其内ニ  
加名致し度と申事ニ付何レ金子集り次第不日ニ  
人書相添右金子を拙老手許まで送り可申ニ付  
讚州へ送り呉候様談話御坐候間、参り次第ニ其  
事も一同ニ相認め差出可申と存居候也、此度之  
御書状ニ付可相成は右御法会前ニ此事ニ御承ニ  
相成候方可然、且先便ニ御石碑之図も參候事故  
夫レニ付も御都合も可有之歟と存候故、不取敢  
申上置候、又本月一日ニ拙老より乍輕少為香花  
料金二円之郵便為替券一枚を書状中ニ封込之書  
留にて郵送致候間、兩三日中ニは相届き候儀ニ  
存候、宜敷御取計可被下候也

十二月三日午後四時 林洞海  
神内堅爾様

高階経本は由己と同期生でこの時侍医を勤めて  
いる。東京での由己関係は洞海が窓口になって世  
話をしているようである。

## 4 明治20年2月26日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神21)

廿二日之貴示本日午前落手拜見致候、愈御清適  
奉賀候、此方一同無事ニ御坐候間御放念可被下  
候、扱 由己君同学諸氏より墓碑料之裨補とし

て金五十五円送りニ相成候由御申越、兼て拙老えも田澤、高階両氏より其旨話御坐候、就ては其仮ニ致置難きニ付、来三月初日曜貴地御発足ニて御出京之由御尤ニ奉存候、折角御訪被下候間<sup>(ママ)</sup> 悟万々可申候、遺子おみつとも多分之事ハ出来不申候へ共養育料之裨補として先ハ五ヶ年と見積り、一ヶ月三円の見込ニて送金可致と之事ニて其決議昨年十二月ニ御坐候故、本年十二月迄之分金三十九円を本月十八日高階持参致し呉候故、拙老より受取書出申置申候、此一件ハ兼て同窓学友中之申合セニて毎月積金も出来有之由ニは御坐候へとも、石黒忠恵氏も大ニ周旋有之候事ニ御坐候

一、小林も過日伊豫松山の方ニ転任之命有之候趣申参候間、最早松山ニ引移り居候也と存候、念之為申上候也

二月廿六日午後二時 林洞海  
神内堅爾様

田澤とは田澤敬興のことで、由己と同期生で18年より30年まで侍医を勤める。明治12年東大医学部卒業生20名は不慮の事故の際の遺族救済目的で「同窓友善会」を作っている。その規約が神内文書の中にある。会費は月額1円である。全員20名の名前が記載されているので月額20円の積み立てとなる。援助金の金額は定めていないが、この手紙によると月額3円を遺児ミツの援助として支出している、

##### 5 明治20年4月10日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒あり。省略) (神161)

過日は御 [欠] 上京も小林御相 [欠] 成候由承仕候、夫レニ付御 [欠] 主意巨細被仰聞、且小林 [欠] 申参り御懐<sup>(ママ)</sup> 義之程 [欠] 右奉謝候、由己氏 [欠] 石黒 氏ニ依 [欠] 越候故相頼参申候、但本人 [欠] 常々多忙故急ニは埒明申間 [欠]

一、由己氏帰郷之時拙宅ニ残し [欠] 品御坐候、其内謹書ニて [欠] 又私書ニて [欠] [之賜物ノ之由] 等御坐候、其外は其仮仕 [欠] 何品有之候や、不覚候へ共少々の [欠] 具并ニ書物類

之由、其内 [欠] 立候品も可有之候へ共 [欠] 古同様之物 [欠] 時手狭の宅ニ、其仮仕舞之書 [欠] さきニて困り候ハ、物ニより久々ニ [欠] 湿気ニて損敗致し一銭 [欠] 不成様成行可申歟 [欠] へ共、蓋相改め不 [欠] 取捨候共致し、行々おみつの用 [欠] 存候品御坐候ハ、夫レ斗り仕舞 [欠] 又売払候品何程の [欠] 間敷とは存候へ [欠] 当時おみつの入用ニ遣ひ [欠] 円以上ニも相成候ハ、あつけ置 [欠] 故御相談仕候、思召之程御坐候

四月十日 [欠]  
堅爾様

この手紙は虫喰いが多く内容が余りよく判らないが、石黒忠恵に何かを依頼しているようであるがうまく行かないと記されている。5月30日付の小林重賢より神内堅爾宛の手紙よると、石黒に墓碑銘の撰文を依頼したが、急な欧州出張を控え多忙な為断われた旨、よって林洞海と代りの人を探すことが記されている。又林家で預かっている由己の遺品の整理に就き具体的に洞海の意見を述べているようである。

##### 6 明治20年8月11日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神27)

四日之貴示本日来着拜見、時下御清適奉賀候、本年之暑ハ御地ハ如何や、東京ハ昨年ニ比すれば稍薄き方ニて是まで正午ニ九〇度ニ上りしは一日も無之且時々雨ありて大ニ凌ぎよく、其上悪疫も無之世間何となく穏ニ御坐候、おみつも至て丈夫ニて三月比より小学校ニ入学致し、暑中休まては日々上校致し此節ハ休暇中ニて候へ共、紀の二女お純と一同二三町内の琴師ニ日々通ひ稽古ニ参り申候間、御あんし被下間敷候、先ハ拜答、如斯御座候也

八月十一日午後六時 林洞海  
神内堅爾様

時候挨拶を兼ねてミツの消息を知らせる。

7 明治20年10月19日 林洞海より神内捨蔵・  
堅爾宛(封筒なし) (神3)

時下御清適奉恭賀候、然は捨蔵君ニは過日態々御書通難有、おみつ女も丈夫ニ成長致し居、御安心可被下候、堅爾君ニ申上候、過日小林より差上候碑文御落手之由、書は其地ニて書家ニ御托之事のやうニ小林申し居候、出来之上は石摺壱葉おみつ<sup>(ママ)</sup>の為ニ御廻し被下度候、おみつ近日写真為致候、二葉入組差出候間、此内壱枚ハ捨三様、一葉ハ堅爾様御持被下、其内ニて一周忌ニは墓前へ御備被下度、書外は后便申上候也

十月十九日 林洞海  
神内捨蔵様  
神内堅爾様

この手紙によると由己の石碑撰文は誰かに頼んで出来上がったようである。そしてその書家は讃岐で探すとのことであるが、適当な書家を探すことが出来ず、その後の手紙によると洞海の方にお鉢が廻って来た。因みに現存の墓石碑には撰文は陸軍1等軍医正 田代基徳と刻名されている。

8 明治20年11月4日 林洞海より神内堅爾宛  
(封筒なし) (神25)

拾月卅一日之貴示十一月四日午后来着拜見、扱は誰人ニ為書候も石碑之文ニ字くばり之雛形無之候ては話も出来不申、榎本は頼見可申候へ共多忙之人故断りニ可相成、方今糺町ニ住居之岡某と申書家ニ為書可申と存候へ共、石碑之雛形無之候故ニ話もてき不申、又其内ニは岡氏も游歴ニても出かけ可申候、よく諸方を遊びあるく人ニ付、頼可申と存候ても其時不在候へは夫ニもでき不申、雛形御入レ組無之ては殆んど当惑仕候間早々御遣し可被下候、但シ表面書法并ニ裏面ニ入レ候銘の文字等取揃御遣可被成骨折見可申候、早々申上候也、来八日午后第二時西向拜之事ハ承知致し候

十一月四日 林洞海  
神内堅爾様

堅爾より碑文の書家が讃岐では見当たらないの

で洞海に頼んできたようである。洞海は墓碑のサイズ等詳しいことが判らず困っている。

9 明治21年2月22日 林洞海より神内堅爾宛  
(封筒なし) (神22)

本月十六日付之書留郵便ニて御仕出之貴示、本日午前七時頃相達拜見仕候、然は若吉母儀久々病氣之処養生不叶、先月廿二日死去致候を取込失念為御知も不申候也、小林重賢より申上候旨ニて、御弔状并香花料として遠方之処態々金二円為替ニて御送り被下難有奉存候、為御知不申上候段ハ幾重ニも御高恕可被下御礼申上候也、且又先日由己君御墓石御建立之由ニて、碑文之墨搦一枚并ニ右碑文を揮筆致候書家蕉石氏へ送り置候金子の請取書差上候也、右金五円も同時ニ為替ニて御送り被下、正ニ落手仕候、右早速御返事も可仕候也、病人等ニて日夜混雑罷在候て延引ニ及候段、御海恕可被下候、書外は又后便可申上候へ共先御礼御答迄如此御坐候也

二月廿二日 林洞海  
神内堅爾様

尚々御大人へも宜敷被仰上可被下候、又過日林董ニも御逢被下候由、董より其段申聞候、此度家内一同御地へ引越候間宜敷御心添可被下候也

若吉の母とは洞海の長男 紀の妻いとのこと、若吉は14歳で両親を失うこととなった。由己の墓碑が出来上がったとあるが、前便前年11月4日の洞海の手紙では書家を依頼され困っていることを考えると、その間数通の手紙の遣り取りが行なわれていると思うが、その手紙は残っていない。従ってこの手紙から考えると、洞海は書家の土肥樵石(蕉石、直康)に依頼し書いて貰った。この土肥樵石とは元熊本藩士で宮内庁に入り華族学校の書道教師を勤めた人物である。そして由己の墓碑は21年2月に建立された。又林董<sup>ただす</sup>は新設の香川県知事として明治21年12月3日より23年1月まで高松に在任した。

10 明治 23 年 9 月 11 日 林洞海より神内堅爾宛  
(封筒なし) (神 18)

貴示拜見仕候、陳はおはる儀死去之儀、小林重賢より申上候由にて態々御弔喪書被下置且為香典金巻円小替せ証御贈被下難有早速霊前ニ相備申候、<sup>(新字)</sup>従此方よりハ彼是ニ取紛為御知申上候儀を取落候と相見恐入候、御承知之通極老之者兩人と小児輩数人のミに候故、おはるを老人頼に致居候処、年ハ最早中老をも可致老人中間ニ御座候得共、我等兩人ニ先を越候ては殆と当惑致候、しかし榎本、赤松の両娘等能く心付呉候故、林董遠方ニ居候てもまつ都合宜敷、おみつ儀も中々才氣御坐候故、尋常の小児と違ひ候てなげきも強く漸く昨今平日ニ復し候様ニ見受申候、是も兩祖父母にて是必是迄ニ成長致させ候事故、此後ニても不相替世話致候心得ニ御座候のミならず、兩伯母もふひんかりよく心付呉候故決て御心配被下間敷候、当人も昨夏祖母が大磯ニ三十日程海水浴ニ同行致候後ハ、別て健康ニ相成居故、是又御安心可被下候、右為御知可申儀を取落候事之御詫及ヒ御礼旁不取敢如斯ニ御坐候也

九月十一日 林洞海  
神内堅爾様

尚々死去本日より上分に列し、智光院浄円妙春大姉と法号致候間、其旨を其両霊牌位前にも御申上可被下候

洞海の側室はるは明治 23 年 8 月 25 日死去した。享年 53 である。前年 21 年に長男 紀の妻いとを失い、今杖とも頼んでいたはるを失い 2 人の孫を抱え洞海老夫婦は悲嘆に暮れている。榎本、赤松の両娘とあるのは子爵 榎本武揚に嫁いだ長女たつと、海軍中将 男爵 赤松良則に嫁いだ次女ていである。

11 明治 26 年 4 月 7 日 林洞海より神内捨蔵宛  
(封筒なし) (神 2)

貴示拜見仕候、昨年来暑寒甚厳酷之処御老況御清祥珍重不過之候、拙老も本年已ニ八十一ニ御坐候得共幸ニ健康、眼耳も可也明々足も天気之

日緩歩ニて杖を曳候得は車を不頼とも三里の路ハ往来致し候、唯脳力衰敗之為ニ健忘ニ困却仕候、おみつも追々小学も上級致し落第扱と申は絶て無之大試験ニ必ス一二級にありて及第致候由、昨年も本年も府知事より [欠] 美之書物をいたゞき申候、明後年は十五年にも相成候事故小学校は相済可申、左候上之事を如何致し申へき哉、女学之方向を案し居り申候、此後は不知候へ共是迄之東京之女生徒ニて中学を修行致し候者ハ教育之善悪ハ存せず候へ共皆男諸生の風ありて世間の評判甚々宜しからず世間大ニ之をきらひ申候、夫レ故か身の片付も宜しからざる方ニ見受申候ニ付尋常之教育之方可然歟と存居候、明後年にも相成候ハ、貴地見物旁おみつ同道ニて参り可申哉之御すゞめ難有ハ候へ共明後年ニ相成候へは齢も已ニ八十三才と云極老ニ相成り候故とても独行ニてハ親類の人出し不申、御存之通悴紀八十年前ニ巴里ニ於て死去其時嫡孫カ八才ニておみつ共 [欠] 五人ニ拙老ニ年之子女一人ツ、有之、其後五年ニして紀の妻病死、四年前拙妻死去、三年前老妻死去ニて其後拙老一人と子孫五人 [嫡孫若吉者<sup>(ママ)</sup>の叔父の林董ニノあつけ置、拙老の末男ハ他ニ出申候] ニてくらし居申候故とても他出と申事ハまつ六ヶ敷可有之と存候、然共人生無常、如何相成可申哉、先只今之処ニてハ御返事如此ニ御坐候也、頓首

明治廿六年四月七日夜認 林洞海  
神内捨蔵様

尚々別紙御揮毫難有、早速おみつにいたゞかせ置申候

洞海は前出の通り 23 年 8 月に側室のはる (53 歳) を失い、翌 24 年 5 月 13 日妻つる (68 歳) を失い、老年の洞海にとりその打撃は大きい。更にこの手紙出信 4 ヶ月後の 8 月に榎本武揚に嫁いだ長女たつ (42 歳) を失う。洞海は孫のミツを女学校に行かせることに反対のようで、小学校卒業後は自宅で家事見習いなどをさせる意見である。実際ミツは女学校へは通学してないようである。ここに永年慣れ親しんで来た儒教の思想が反映して

いるように思える。由己の父親神内捨蔵はこの年9月25日77歳にて没する。

## 12 明治27年7月2日 林洞海より神内堅爾宛 (封筒なし) (神26)

先月廿日東京大震ニ付懇ニ御尋之貴示拜見仕候、其御地御一同御清榮珍賀御坐候、本地も地震ハかなり之強震ニて御坐候得共、安政之震ニ比候へは孫と申候ても宜敷位、且真昼と云時間之短といひ其上拙屋ハ山手と申地之住居といひ都て都合宜敷、一時庭ニ出候迄ニて瓦壱枚落す懸時圭之動恂然たり、故ニ一同平安御安心可被下候也、下町と申所ハ繁花之土地ニて商賈之叢窟ニ候得共、徳川已前入湾之末抄沮洳之地を埋立候者故、地震を感候事ハいつニても甚敷、此度も専ら下町ニハ死傷人畜破壊之家屋も有之、殊ニ破壊を強く罹り候はやす建築之煉瓦屋ニて御坐候故、震後は煉瓦屋之評判甚タあしく相成申候、然共金をかけ本法ニ建立候分は、今度之位之震ニては動き不申候、畢竟金を惜ミ手をはふき候故之事と存候

一、ミツ子之様子御尋至極強健且勉強家ニて、また小学中ニは候得共校中の衆児中四五と下り候事ハ無之、常ニ一二三の間ニ有之候、昨年六月より近所ニよき人御座候ニ付、自分の望故ニ英学も小学校中英学部の外ニ修学相はしめ出精致し居り候、但英人ニつけて為学度候得共近所ニは外国人之住居少く、夫レニは困り申候、小学も明廿八年ノ六月ニは相済申候故、其上ハ一工夫致し可申と存候、女子大学校もよく候得共、女子之中大学卒業之者ハ十二八九は自己之学問を鼻にかけ、他人をばかようにあしらひ俗言のキイタフウと申拳動相見へ候由にて評判甚タ宜しからず、夫レ故ニ如何可致やと考へ居り候、草々以上

七月二日午前七時 林洞海  
神内堅爾様

この手紙は洞海死没する7ヶ月前堅爾に宛た神内文書に在る最後のものである。常と変らぬ筆遣いで長文の手紙を認めている。東京大地震とは明

治27年6月20日発生した地震で、洋風煉瓦建物の煙突に被害があり、別名煙突地震と云われた。洞海は安政2年(1855)10月の安政大地震を体験したようで(43歳)、それに比べると今度の地震は孫のようなものであると云う。

洞海は相変わらずミツへは高等教育不要説を述べている。

## むすび

神内文書にある洞海の晩年の手紙として29通、つるの手紙4通すべてをを紹介したが、まだ多くの失われた手紙があったと思われる。洞海夫婦の4女ナミと由己の結婚生活は僅か1年6ヶ月に過ぎない。普通であれば婚家とは縁が切れるが、これらの手紙を読むと、洞海夫婦はナミの長女ミツを大阪より東京洞海家に引き取るによりその繋がりはずれず、却って強くなり、由己の病氣(肺結核)を心配し、色々世話をし人情味溢れる様子が読み取れる。洞海没後孫のミツは6歳年上の従兄の若吉を頼りに成長し、明治38年1月当時大手の搾乳・販売業者 阪川牛乳店の長男霧と結婚した。

洞海と由己の略歴を記す。

林洞海は文化10年3月3日九州豊前國小倉藩士の子として生まれる。医学を志して江戸に出て足長 嵩ちやうしゆんに学ぶ。佐藤泰然と長崎遊学。カンスタット著「薬性論」を翻訳。泰然の長女つると結婚し泰然より「和田塾」を引き継ぐ。その後幕府に登用されて奥医師法眼となる。幕府崩壊により最後の医学所頭取を解職。沼津兵学校副病院長、大坂医学学校校長、侍医、その他医事関連の委員を勤める。明治28年2月2日没。享年83(1813-1895)。彼の親族には有名人が多く、長男 紀は陸軍軍医総監、長女たつの夫は子爵 榎本武揚、次女ていの夫は男爵 赤松良則、その子供登志子は森鷗外に嫁ぐ。6男神六郎は男爵 西周あまねの養嗣子、武(10男?)は何礼之の養子、養子の伯爵 林董(佐藤泰然の5男佐藤信五郎)は外務大臣を勤める、又はの長女佐用の夫は簿記学の初祖と云われる図師民嘉である。

神内由己は安政5年10月3日四国讃岐国高松



郊外井戸村代々医家を継ぐ神内捨蔵（喬木）の次男として生まれる。幼い時より優れた才能を發揮し奇童と云われた。明治4年東京に出て大学東校に入学。この時14歳であったが入学資格に17、18歳に至ったものとあった為4歳嵩上げて18歳とし以後この年齢で一生涯を通す。12年東大医学部第1回生として卒業、林洞海の4女ナミと結婚。13年1月大阪公立病院教授掛となる。16年大阪府医学校校長となるが病気のため17年4月8日同職辞任療養生活に入る。同年10月10日熱海瀕瀕館浴医長を拜命し職務に務めたが、病気（肺結核）が再発、18年4月27日同職辞任、故郷にて再び療養生活に入るが、遂に19年11月8日没した。享年29。（1858-1886）。尚 墓碑銘には33歳と記されている。

## 附 記

参考迄に神内文書に残る洞海死去に関する葉書を記す。

### 1 明治28年1月30日 林若吉より神内堅爾宛 (神192)

(葉書表) 香川県讃岐国三木郡井戸村

神内堅爾様

(消印 武蔵・東京麹町・廿八年二月□□・イ便)

(消印 讃岐・長尾東・廿八年・二月三日・二便)

(壹銭はがき)

(葉書裏) 祖父洞海去廿三日より肺炎に罹り尔来無油断加療罷在候へ共、高年之事故追々衰弱相加里目下危篤に陥り候間不取敢御報申上候、拜具

一月卅日 東京麹町区四番町十三番地

林若吉

### 2 明治28年2月2日 林若吉・林董・榎本武揚・赤松則良より神内堅爾宛 (神196)

(葉書表) 讃岐国三木郡井戸村 神内堅爾様

(消印 武蔵・□・三日・ホ便)

(葉書裏) 祖父林洞海儀去月廿三日ヨリ病氣ノ処、養生不相叶本日午後八時卅分死去致候、葬式ノ儀ハ来ル六日午後一時自宅出棺、駒込

吉祥寺へ埋葬致候、此段御報知仕候也

二月二日 孫 林若吉  
親戚 林 董  
子爵 榎本武揚  
男爵 赤松則良

この洞海死去通知書は若吉の筆により書かれたもので印刷物ではない。

洞海は長生きをしたため妻、側室、長男夫婦、長女、女婿由己に先立たれ、時には心細い思いもあったであろうが、優れた親族と可愛い孫達に囲まれて豊かな晩年を過ごしたようである。

## 注

- 1) 酒井シヅ、神内國榮、日本最初の医学士神内由己について。日本医史学雑誌2015；61(1):63
- 2) はる（春）とは林洞海の側室で洞海老夫婦は家事一切をはるに任せ頼っていた。
- 3) おみつさんとは由己の長女ミツのことで彼女は生後直ぐ母ナミを失い以後東京洞海家に引き取られ、大切な孫として育てられる。
- 4) はしとは食事に用ゐる箸のことで熱海の名産品か。
- 5) おいととは洞海の長男紀（陸軍軍医総監）の妻で若吉（若樹）の母。21年1月22日没。
- 6) 若吉（若樹）は洞海の長男紀（陸軍軍医総監）の長男で明治8年1月16日東京麹町にて生まれる。本・古銭・考古物の蒐集家として知られる。昭和13年7月12日没。享年64。（1875-1938）。
- 7) 石黒氏とは石黒忠憲のことで、当時は陸軍軍医本部次長、後に陸軍軍医総監、日本赤十字社社長を勤める。子爵。（1845-1941）  
石黒は由己の結婚の斡旋、媒酌人を務めるなど深い繋がりがある。
- 8) 鳥をととは子爵 鳥尾小弥太のことと思わる。彼は陸軍軍人・政治家で、熱海に別荘があり、由己はこの別荘の人に何かを依頼されたようである。
- 9) けいしやうめかけとは芸娼妾のことか。
- 10) 嶋利とは著名な出版業者 嶋村利助のこと。由己が翻著した『医家袖宝』の出版を取扱う。
- 11) えきてとは駅通のことで後の郵便局。
- 12) 御兄君とは由己の兄神内堅爾のこと。台湾出兵、西南戦争に参加した軍人で、この当時は予備役となり村役場の仕事をし、後年郷社鰐河神社の宮司を勤める。大正10年11月5日没。享年74。（1848-1921）。
- 13) さよとは図師（林）佐用のこと。林洞海・はるの長女で図師民嘉に嫁す。図師民嘉は日本簿記学の初祖といわれ、又鉄道経理を確立した人物である。

- 14) 捨藏君とは神内捨藏(喬木)で堅爾・由己の父親で代々医家を継いで讃岐の瘡瘡医として有名である。明治26年9月25日没。享年77。(1817-1893)。
- 15) 柏原氏とは柏原謙益かへますのことで高松藩の医師・教育者である。文政10年生まれ、明治29年没。享年70。(1827-1896)。由己は幼年期に兼益とその父兼好かへよしに皇漢学(医学)を学んだ。

#### [主要参考文献]

- 朝日新聞社編。朝日日本歴史人物事典。朝日新聞社；1994
- 村上一郎。蘭医佐藤泰然 その生涯とその一族門流。房総郷土研究会；1941
- 東京大学出版会。東京大学百年史 通史 I；1984